

懲戒処分書

氏名 梅原 清一

登録番号 2169

事務所 東京都千代田区神田和泉町1丁目1番11号Y's クレスト702

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無 有

処分内容及び理由の要旨

主 文

平成28年12月22日から業務禁止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

被処分者梅原清一（以下「被処分者」という。）は、昭和63年8月9日付け登録番号東京第2169号をもって司法書士登録をし、平成16年9月1日、認定番号第301172号をもって簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受け、上記肩書地において司法書士の業務に従事し、その受任した債務整理事件について、弁護士との不当な連携等による司法書士法違反の疑いで東京法務局長の調査を受けていた者であるが、同法務局が関係資料及び執務状況を調査するため、平成28年2月24日から同年5月30日までの間、11回にわたり事務所に電話をかけたが、電話に出ず、同年3月2日から5月17日までの間、6回にわたり事務所宛てに簡易書留郵便又は配達証明付郵便を送付したが、3月2日、同月25日及び同年5月2日送付分は受領したものの、4月18日、同月28日及び同年5月17日分は保管期間経過のため同法務局に返送されるなどして受領せず、いずれも応答・連絡をしなかった上、同年6月6日、同法務局職員が事務所を訪問しインターホンを押したが、応答せず、もって正当な理由がないのに法務局長の調査を拒んだものである。

第2 処分の理由

- 1 第1の事実は、当局及び東京司法書士会の調査等から明らかである。
- 2 第1は、司法書士法施行規則第42条4項（資料及び執務状況の調査）及び東京司法書士会会則（以下「会則」という。）第58条（調査受忍義務）に違反し、司法書士法第23条（会則の遵守義務）、会則第94条（品位の保持等）及び会則第113条（会則等の遵守義務）に違反するとともに、ひいては司法書士法第2条（職責）に違反するものである。

よって、司法書士法第47条第3号の規定により、主文のとおり処分する。

平成28年12月22日

東京法務局長